

平成29年6月吉日

(一社)山形県建築士会酒田支部会員 殿  
賛助会員 殿

(一社)山形県建築士会酒田支部 支部長  
酒田市建設部建築課長

「災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定」に基づく  
大規模な地震発生時の各応急危険度判定士の対応等について(依頼)

皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日、建築士会酒田支部と酒田市において、皆様のご賛同のもとに「災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定」の締結を行うことができましたことを改めて御礼申し上げます。

この協定により、震度5強以上が発生した場合(又は、市が震度5弱で要請した場合は、各判定士ごと、自動的に参集のうえ、判定業務を行っていただくこととなります。下記の区分で参集することとなりますのでご確認ください。)

また、応急危険度判定士の資格証(5年更新)が失効している方は、再交付申請が必要ですので、市建築課へご連絡ください。

皆様からは、今後とも本業務へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

会員判定士(建築士会酒田支部の正会員又は賛助会員(会社等)に所属する判定士)			
居住地	酒田市内居住の方		酒田市内外居住の方
区分	(A)担当判定士	(B)会員判定士 左記以外の方	(C)会員判定士
	別途依頼書送付の方	担当判定士を希望する方は市へご連絡ください。	
(初日) 日没後は翌朝8時			
開始判断	震度5強以上の場合は、自動的に開始 震度5弱の場合は、市が要請した場合 (HPやメールで確認ください。)		
集合	指定された防災拠点施設 (コミセン)へ	活動可能な方は 市役所建築課へ	希望する方(任意) 市役所建築課へ
業務	コミセンの判定 2~3箇所 周辺状況の報告 判定結果・ポスターの掲示	担当判定士の応援 応急危険度判定(公共・民間) 情報収集など	
(2日目以降) 継続実施の場合(HPやメールで確認)			
集合	午前9時 市役所建築課又は指定場所 3日間程度		
業務	応急危険度判定(民間) 判定コーディネーター (2名程度) 公共建築物の調査及び判定(2名程度 市職員1人+判定士1人)		
備考	(移動)自家用車 (用具)ヘルメット・軍手・コンベックス・下げ振り・カメラ・応急危険度判定認定証・筆記用具		
応急危険度判定は、ボランティアとなります。保険は市負担で参集時から適用となります。			